

グループホーム フラワーサーチ
指定認知症対応型共同生活介護事業
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

運 営 規 程

株式会社オリジン

(目的)

第1条 株式会社オリジンが開設するグループホーム フラワーサーチ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者及び計画作成担当者（以下「介護従業者等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は要介護者又は要支援2であって認知症の状態にある者について、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、通知の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて実施する。
 - 3 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 4 介護計画・予防介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 5 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - 6 提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 7 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 8 重度化及び看取りに関する指針を定め、ご利用者に対し介護・看護を中心に包括的な援助を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム フラワーサーチ
- (2) 所在地 豊橋市東高田町 670 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

介護職員 15名(常勤職員 13名、うち計画作成担当者と兼務 1名、計画作成担当者と看護職員と兼務 1名、管理者と兼務 1名、非常勤 2名)

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護、看護を行う。

(3) 計画作成担当者 2名(常勤職員 2名、介護職員と兼務 1名、介護職員と看護職員と兼務 1名)

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。

(入所定員及び居室数)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は次のとおりとする。

18名(1ユニット目 9名、2ユニット目 9名)

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴(毎日)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康チェック、相談・援助

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護利用料金等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

①家賃	1ヶ月	42,900円(日割りの場合1,430円/日)
②食材料費	1日	2,230円(おやつ代を含む)
③管理費	1ヶ月	39,550円(日割りの場合1,318円)

*水光熱費・寝具費・建物維持費・車両費・雑費

④教養娯楽費 100円/日

*(取り組んだ場合)希望により徴収する

⑤おむつ代 1枚 約120円

⑥理 髪

カット・顔そり 3,000円

カットのみ 2,500円

顔そりのみ 2,000円

⑦入居一時金 200,000円

* 退去時に返却します。但し、お部屋の現状復帰にかかる費用を差し引きます。

2 事業所は、前項各号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 月の途中における入退居及び外泊時の料金については、日割り計算するものとする。
入居一時金は、退去時に全額返金するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者でないこと。
- ③ 入院治療を要する者でないこと。

2 介護従事者等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 共同生活はグループホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 介護従事者等は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているとき、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に関する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速

やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事業のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オリジンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年6月10日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年12月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。